

～雇用維持に努力される事業主(中小企業以外)の皆様へ～

## 雇用調整助成金のあらまし

### 本助成金の目的

景気の変動などの経済上の理由による企業収益の悪化から、生産量が減少し、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、解雇を避け、雇用する労働者を一時的に休業、教育訓練又は出向をさせることによって雇用を維持していただく場合に、休業、教育訓練又は出向に係る手当等の一部を助成します。

### 1 対象となる事業主の方

生産量や雇用量の要件があります。

- ①最近6か月の生産量が前年同期比で10%以上減少していること。
- ②最近6か月の雇用量が前年同期と比較して増加していないこと。

休業、教育訓練の場合

- ①休業手当又は賃金に相当する額として厚生労働大臣が定める方法により算定した額の2分の1
- ②教育訓練を実施した際は教育訓練費として1人1日1,200円を①に上乘せします。

### 2 助成率

出向の場合

出向元事業主の負担額(出向前の通常賃金の2分の1を超える時は2分の1)の2分の1

### 3 その他

- ①助成対象期間は1年間です。具体的には、休業又は教育訓練を実施する場合は、事業主が自ら指定した対象期間内(1年間)に実施した休業又は教育訓練が支給対象となり、出向を実施する場合は、事業主が自ら指定した対象期間内(3か月以上1年以内)に開始した出向が支給対象となります。
- ②休業、教育訓練又は出向の実施について、事前に都道府県労働局又はハローワーク(公共職業安定所)に届け出る必要があります。事前の届出の行われなかった休業、教育訓練又は出向については、支給対象となりません。
- ③このリーフレットの記載内容は、特にことわりのない限り平成20年12月現在のものです。詳細は最寄りの都道府県労働局又はハローワークにおたずねください。

